

令和7年度長野県食と農業農村振興審議会長野地区部会 次第

日時：令和7年7月11日（金）午後2時から
場所：長野合同庁舎 501・502・503 会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

（1）第4期長野県食と農業農村振興計画について

ア 令和6年度長野地域の取組実績について （資料1）

イ 令和7年度長野地域の実行計画について （資料2）

（2）信州未来共創戦略について （資料3） ～みんなでつくる2050年のNAGANO～

（3）意見交換

4 閉 会

配布資料 一覧

- 1 長野地区部会委員名簿・地区部会設置規程
- 2 令和6年度長野地域の取組実績 資料1
- 3 令和7年度長野地域の実行計画 資料2
- 4 信州未来共創戦略について
～みんなでつくる2050年のNAGANO～ 資料3
- 5 第4期長野県食と農業農村振興計画（本冊）
- 6 第4期長野県食と農業農村振興計画（概要版）

参考資料 令和7年度長野地方農業の概要

長野県食と農業農村振興審議会長野地区部会委員

(第8期任期：令和6年7月11日～令和8年7月10日)

区 分	氏 名	役 職	備 考
農業者の代表	こやま やすのり 小 山 保 徳	長野県農業経営者協会 長野支部長	
	髙 けい子 髙 けい子	長野県農村生活マイスター協会 上高井支部長	
	きたざわ あつし 北 澤 篤 史	長野県農業士協会 上高井長野支部長	
農業関係団体の代表	こいけ ひろあき 小 池 宏 明	ながの農業協同組合 常務理事	
	こばやし ひろひさ 小 林 寛 久	グリーン長野農業協同組合 常務理事	部会長
	こしま まこと 小 島 誠	豊野町土地改良区 理事長	
農業委員の代表	やまぎし さちこ 山 岸 幸 子	長野県農業委員会女性協議会 長野支部副支部長	
消費者の代表	かみじょう しおり 上 條 志 織	コープながの組合員理事	
農産物流通事業者の代表	しみず こうじ 清 水 幸 司	株式会社R&Cながの青果 常務取締役	
農産加工事業者の代表	かねき まさこ 金 木 政 子	企業組合農の花 理事長	
市町村の代表	みねむら せいいち 峯 村 清 一	須坂市産業振興部農林課長	
	きたむら いちろう 北 村 一 朗	坂城町商工農林課長	
	12名		

注) 任期途中で交代となった委員の任期は、前任者の残任期間となります。

長野県食と農業農村振興審議会における地区部会の設置規程

第1 設置の目的

「長野県食と農業農村振興の県民条例」に基づいて策定する「長野県食と農業農村振興計画」（以下「振興計画」）策定及び県が実施する食と農業・農村に関する施策に関し、各地域の県民の意見の反映と、地域の特性を生かした地域別の発展方向の策定及び検証を行うため「長野県食と農業農村振興審議会」に地区部会を設置する。

第2 地区部会の設置

「長野県食と農業農村振興の県民条例」に規定されているとおり、地域振興局の管轄区域ごとに、部会を設置する。

第3 地区部会の組織

- (1) 地区部会は、部会委員10人程度で組織する。
- (2) 地区部会の部会委員は、農業者、消費者、農業関係団体、農業委員、市町村職員などから、地域振興局長が任命する。
- (3) 部会委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4 会議の運営

- (1) 地区部会には部会長を置き、部会委員が互選する。
- (2) 部会長は、会務を総理し、部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した部会委員がその職務を代理する。
- (3) 会議は、部会長が招集し、会長が議長となる。
- (4) 部会長が認める場合は、部会委員以外の者がオブザーバーとして協議に参画することができる。
- (5) 会議は、部会委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- (6) 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (7) 会議は、原則として公開とする。
- (8) 地区部会の事務局は、地域振興局農業農村支援センター農業農村振興課に置くこととし、事務局長は、地域振興局農業農村支援センター所長の職にある者が充たる。

第5 地区部会の任務

地区部会は、次に掲げる事項について検討し、部会長は、「長野県食と農業農村振興審議会」に報告するものとする。

- (1) 県が策定する振興計画及び県が実施する食と農業・農村に関する施策に関する地域の意見の集約
- (2) 県の振興計画に基づき、地域の特性を踏まえた「地域別の発展方向」の策定及び検証
- (3) その他、食と農業及び農村の振興に関し、地域で必要な事項

(補 足)

この規程に定めのあるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、事務局が会議に諮って定める。

(附 則)

- この規程は、平成19年1月19日から施行する。
この規程は、平成29年4月1日から施行する。
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

審議会等の設置及び運営に関する指針

平成 14 年 1 月 18 日制定
平成 19 年 7 月 24 日一部改正
平成 22 年 10 月 13 日一部改正
平成 25 年 4 月 1 日一部改正
平成 28 年 1 月 22 日一部改正
平成 29 年 4 月 1 日一部改正
令和 2 年 4 月 1 日一部改正
令和 3 年 10 月 29 日一部改正
令和 4 年 4 月 1 日一部改正
令和 7 年 4 月 1 日一部改正

第 1 目的

この指針は、審議会等の設置（「附属機関の設置」又は「懇談会等の開催」をいう。以下第 8、第 9 において同じ。）及び運営に関する基本方針を定めることにより、県民の県政への参画を促進するとともに、公正で透明な県政を推進することを目的とする。

第 2 審議会等の定義

この指針において、「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）
- (2) 有識者等からの意見を聴取し、又は有識者等との意見の交換を行い、専門的知識、意見を必要に応じて県政に反映させることを主な目的として、要綱等により開催する懇談会等（以下「懇談会等」という。）

第 3 審議会等の委員の選任

審議会等の委員（「附属機関の委員」又は「懇談会等の構成員」をいう。以下同じ。）の選任に当たっては、法律等に別段の定めがある場合を除くほか、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 審議会等の機能が十分発揮されるよう幅広い分野及び年齢層から適切な人材の選任に努めるとともに、特に次に掲げる事項について留意するものとする。

ア 女性委員を積極的に登用することとし、審議会等の委員に占める女性委員の比率が全体として 4 割以上、6 割以下となるよう努めること。なお、女性委員の比率が 4 割未満もしくは 6 割を超過する場合は、その理由を明らかにすること。

イ 若者（概ね 30 歳代まで。）を原則として 1 名以上委員に選任するよう努めること。

ウ 外国人に密接に関わる内容について審議や意見聴取を行う場合は、県政に多様な意見を反映させる観点から、外国籍を有する者も含めて委員に選任するよう努めること。

なお、外国籍を有する者を附属機関の委員に選任しようとする場合は、別表「外国籍を有する者の附属機関委員への登用における判断基準」に留意すること。

エ NPO法人等の民間団体の活動が活発な分野について審議などを行う場合は、官民協働の観点からNPO法人等の関係者を委員に選任するよう努めること。

(2) 関係団体の推薦により委員を選任する場合は、当該団体の代表者に限らず、審議会等の担仕事務又は開催目的にふさわしい知識や経験を有した適任者が得られるよう十分配慮すること。また、関係団体の推薦により委員を選任するにあたっては公平性、中立性に十分配慮すること。

(3) 県職員は委員に選任しないこと。

(4) 審議会等の担仕事務又は開催目的に応じ、原則として委員の一部を公募により選任することとし、委員数の概ね2割を公募により選任するよう努めるとともに、次に掲げる事項に留意するものとする。なお、公募委員の比率が2割を下回る場合は、その理由を明らかにすること。

また、審議会等ごとに公募要領を定めるとともに、県のホームページへの掲載及び各種広報媒体を通じて県民に周知すること。

ア 公募する場合は、若者（概ね30歳代まで。）の選任に努めること。

イ 複数の委員を公募する場合は、公募委員に占める女性委員の比率が概ね5割となるよう努めること。

(5) 委員を再任する場合は、その任期が2年の場合には4期まで、3年の場合には3期までとするよう努めること。また、2年若しくは3年以外の任期を定めている場合又は任期の設定がない場合には、引き続き10年を超えないよう努めること。

また、過去の出席状況等に留意すること。

(6) 複数の審議会等において同一人を重複して委員に選任しようとする場合、重複就任数は3以内とするよう努めること。

(7) 委員の数は、実効性のある審議又は意見聴取等及び円滑な会議の運営を図るため、15人以内とするよう努めること。

(8) 県議会議員に就任依頼をする審議会等は、法令、条例に定めのあるもののほか、県行政の基本的方向性を審議する審議会等とすること（平成27年12月11日付け県議会議長通知）。

第4 審議会等の会議の運営

附属機関の運営にあたっては、法律若しくはこれに基づく命令で定めるものを除くほか、長野県附属機関条例（令和2年長野県条例第3号。以下「附属機関条例」という。）の定めるところによることを原則とするとともに、審議会等の会議の効果的かつ効率的な運営を確保するため、審議会等の所管課（室）は、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 会議の資料は簡素化に努め、あらかじめ時間的余裕をもって配布することにより、資料説明

にいたずらに時間を費やさないこと。

- (2) 会議の開催回数は必要最小限とし、終了時刻を明示するなど、会議の効率化を図ること。
- (3) 審議又は意見聴取等の経過を明確にするため、議事録（議事要旨の記録を含む。）を作成すること。
- (4) 会議において活発な議論がなされるよう、日頃から委員への積極的な情報提供に努めること。
- (5) 審議会等は、県民等から意見を聴取することが適当と認められるときは、直接又は県のホームページ若しくは各種広聴媒体を通じて意見陳述等の機会を設けるなど、十分意見を聴くよう努めること。
- (6) 附属機関にあっては、必要に応じて部会、専門委員会等を設置し、会議の機動的な運営を図ること。
- (7) 附属機関にあっては、答申文をまとめるに際して、委員からなる起草委員会を設けるなど、単に事務局の原案を形式的に追認するだけの附属機関とならないよう配慮すること。

第5 審議会等の会議の公開

審議会等の会議は、原則として公開することとし、公開に当たっては次の事項に留意するものとする。

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴及び会議結果の公表により行うこと。
- (2) 会議の傍聴は、会議場に一定の傍聴席を設けて、希望する者に傍聴を認めることにより行うこと。
- (3) 傍聴を認める会議の開催に当たっては、あらかじめ審議会等の名称、開催日時、場所、議題、傍聴者の定員、傍聴手続等について、原則として開催日の1週間前、遅くとも3日前までにプレスリリースするとともに、県のホームページに掲載することにより県民に周知すること。
- (4) 会議結果の公表は、議事録及び会議資料の県のホームページへの掲載、行政情報センター、行政情報コーナー等への備え付けにより行うこと。
- (5) 会議資料の公表は会議終了の日から概ね2週間以内を目安に、また、議事録の公表は概ね1月以内を目安に行うよう努めること。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は、附属機関にあっては審議会等の長がその会議に諮って、懇談会等にあっては所管課において、それぞれ非公開の決定を行うことができること。なお、非公開の理由の開示を求められた場合には、それを明らかにすること。

ア 長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号）第7条各号に定める非公開情報について審議する場合

イ 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められる場合

- (7) 附属機関の会議の公開又は非公開の決定は、附属機関の長が会議の開催日時等の決定にあわせ、会議に諮って行うこと。なお、あらかじめ会議に諮ることができない場合は、各委員

の意思を確認し事前に決定すること。

- (8) 会議の傍聴を認めない場合であっても、議事要旨の記録等の公開が可能な場合、会議結果の公表は行うこと。

第6 附属機関の設置

附属機関の設置に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 調停、審査、諮問又は調査のために置く審査会、審議会、調査会等は、地方自治法第138条の4第3項の規定により、附属機関として法律又は条例に基づいて設置するものであること。
- (2) 附属機関を新設する場合は、類似又は関連する既存の審議会等の有効活用及び一般的な会議の開催等による対応を十分検討し、安易に設置しないこと。
- (3) 条例に基づく附属機関については、施策、制度等を体系的に定めた条例において必要な附属機関の設置並びにその組織及び運営に関する事項を規定する場合を除き、原則、附属機関条例に規定して設置すること。
- (4) 附属機関の担任する事務に係る案件が恒常的に発生しない場合は、必要な都度委員を任命すること。
- (5) 附属機関の担任する事務が臨時的なものである場合は、その設置期間を明らかにすること。

第7 懇談会等の開催

懇談会等の開催に当たっては、附属機関と明確に区分するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 名称は「懇談会」、「懇話会」、「研究会」等とし、「審査会」、「審議会」「調査会」等の名称を用いないこと。
- (2) 要綱等の開催目的、活動内容中に「調停」、「審査」、「諮問」又は「調査」の表現を用いないこと。
- (3) 県から懇談会等に対して「諮問」を行わないこと。
- (4) 懇談会等の結論を統一させるための「合議」、「採決」等を行わないこと。また、要綱等に採決の方法及び定足数等の議事手続きを定めないこと。
- (5) 懇談会等としての意思を表明する「答申」、「承認」等を行わないこと。
- (6) 計画、指針等の策定について意見聴取等を行うための懇談会等において、計画等の策定、決定は県が主体的に行うものとし、懇談会等において策定、決定する形をとらないこと。
- (7) 特定の施策等について、特定の期間に意見聴取等を行うために開催するものとし、常設の会議体としないこと。また、原則として要綱等に開催期間を明記すること。
- (8) その審議内容等から、条例により附属機関として設置すべきものについて、急を要する等の理由で要綱等により開催しないこと。
- (9) 第6(2)は、懇談会等の開催について準用する。

第8 審議会等の設置等の場合の協議

審議会等の設置（懇談会等の該当の確認を含む）及び条例又は要綱等の改正を行う場合は、その内容が本指針に沿ったものであるか確認するため、あらかじめコンプライアンス・行政経営課に協議すること。

第9 審議会等の設置の見直し

次のいずれかに該当する審議会等については、原則として廃止又は統合するものとする。

- (1) 所期の目的を達成したものの。
- (2) 社会経済情勢の変化等により、必要性が著しく低下してきたものの。
- (3) 会議の開催回数が少なく、形式的で、設置の効果が乏しいものの。
- (4) 関係者からの意見聴取等の方法により設置目的の達成が可能であり、必ずしも審議会等を置く必要がないものの。
- (5) 設置の目的、所掌事務及び委員の構成が類似しているなど、他の審議会等との統合が可能なものの。

別表 外国籍を有する者の附属機関委員への登用における判断基準

令和7年4月1日

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」（以下「公権力の行使等」という。）に携わる地方公務員となるためには、日本国籍を必要とするものと解すべきとされている。

指針第2(1)に規定する附属機関の委員は、地方公務員法第3条第3項第2号の特別職の地方公務員に該当するため、日本国籍以外の国籍を有する者を附属機関の委員に登用するためには、登用しようとする附属機関が「公権力の行使等」に該当しないことが条件となる。

本県の附属機関における公権力の行使等の該当性及び外国籍を有する者の委員への登用の判断基準については、各附属機関の性質等を踏まえ、下表のとおりとするので、留意すること。

附属機関等の例	公権力の行使等の該当性	外国籍を有する者の附属機関の委員への登用
<p>附属機関から答申等を受けた後、パブリックコメントや議会での審議・議決等のプロセスを経るなど、最終決定までに県に裁量の余地がある附属機関（※）</p> <p>（※）審議内容や運営方法によっては、下表のように附属機関の答申等が事実上県の意味決定となる場合もあるため、委員選任に当たり、十分留意すること。</p>	なし	<p>委員（※）候補者に含めて人選を検討</p> <p>※ 会長・委員長、副会長・副委員長等、附属機関を代表する職及び代表者を代理する職を除く。</p>
<p>行政処分（許可、認可、取消等）、行政不服審査、試験や資格認定の審議を行う審査会など、<u>審議内容の性質上、附属機関の答申等が事実上県の意味決定となる附属機関（最終決定までに県に裁量の余地が事実上ないもの）</u></p> <p>（例）私立学校審議会、情報公開審査会、建築士審査会、准看護師試験委員等</p>	該当するおそれあり	委員への登用は控える。

なお、指針第2(2)に規定する懇談会等の構成員については、地方公務員ではないことから、登用に当たっては上記附属機関のような公権力の行使等の法的な問題は生じないので留意すること。

令和6年度長野地域の取組実績

長野地域 ～人と人がつながり力強く未来へ躍進する長野農業～

■ 重点取組

- 1：長野地域の農業を支える多様な担い手の確保・育成
- 2：全国トップクラスの果樹産地づくり
- 3：長野地域の特色を生かした農畜産物の安定生産
- 4：多様な人材で支え、皆で取り組む農村づくり
- 5：いつまでも安心して暮らせる農村づくり
- 6：長野地域で守り育てる食の継承

■ 達成指標の進捗状況

重点取組	達成指標	2021年度	2024年度		2027年度
		現状	計画	実績	目標
1	中核的経営体数	1,479 経営体	1,580 経営体	1,615 経営体	1,650 経営体
	果樹の新規就農者数	36 人/年	30 人/年	27 人/年	30 人/年
2	りんご高密度植栽培導入面積（新しい化栽培含む）	139ha	148ha	139ha	157ha
	果樹県オリジナル品種等の栽培面積	1,473ha	1,520ha	1,834ha	1,550ha
	畑地かんがい施設により用水が確保された農地面積	—	280ha	470ha	650ha
	果実産出額	335 億円 (2020年度)	340 億円	381 億円 (2023年度)	354 億円
3	軽量野菜(ピーマン)の共同選果調製施設の利用率	—	70%	72.8%	70%
	化学合成農薬・化学肥料を原則 50%以上削減した栽培や有機農業に取り組む面積	306ha	383ha	308ha	470ha
	スマート農業技術導入経営体数	14 経営体	24 経営体	41 経営体	42 経営体
4	農村型の地域運営組織(農村RMO)数	0 組織	1 組織	2 組織	1 組織
	野生鳥獣による農作物被害額	95,170 千円	92,590 千円	100,512 千円	90,000 千円
5	排水機場の更新等により安全が確保された地域面積	—	400ha	381ha	570ha
	水門を自動化・遠隔化した農業水利施設の箇所数	16 か所	20 か所	30 か所	25 か所
6	売上額 1 億円を超える農産物直売所の売上高	20.7 億円	21.2 億円	37.6 億円	22.0 億円
	学校給食における県産食材の利用割合(品目ベース)	50%	50.5%	45.1%	52%

■ 重点取組 1：長野地域の農業を支える多様な担い手の確保・育成

- 長野地域の農業をけん引する強く柔軟な経営体を育成
 - ・ 経営体の課題解決を支援するため、中小企業診断士等を派遣（4 経営体）
 - ・ 農地を次世代に引き継ぐため、「地域計画」の策定を支援
(9 市町村、59 地区)
- 新規就農者の安定確保と技術力・経営力の向上を支援
 - ・ 就農相談会の開催（12 回）、技術習得セミナー等の開催（果樹 3、花き 1、野菜 1、簿記 1 回）と就農計画の作成を支援（13 名）
- 雇用労働者の安定確保のための労働環境整備を推進
 - ・ 農業バイトマッチングアプリの利用を促進するための周知活動と民間企業・大学等訪問（20 カ所、マッチング成立 7,989 件（前年比 195%））



【地域計画策定に向け熱心な議論】

- 多様な人材による支え手の確保を支援
 - ・ 農産物集出荷場への農福連携の周知と「お試しノウフク」の実施（2事例）

重点取組2：全国トップクラスの果樹産地づくり

- 適地への省力化栽培技術導入や改植等によるりんご・ももの産地力向上を支援
 - ・ 防霜ファンの設置（10か所、2.15ha、29台）と凍霜害防止キャラバン隊による啓発（2回）、凍害対応研修会の開催（3回、280名）
 - ・ テレビ放送による地元果物の魅力を発信（もも、ぶどう、りんご、各1回）、市町村と連携したホテルへの食材提供等認知度向上（12施設）
- 県オリジナル品種等の戦略的導入とハウス・冷蔵庫の整備によるぶどう産地の発展を支援
 - ・ りんご「シナノリップ」、ぶどう「クイーンルージュ®」の栽培実証ほの設置（10箇所）
- 担い手への優良農地の利用集積や樹園地継承を促進
 - ・ 円滑な樹園地継承を図るため、優良品種への改植等の実施（254件、32.8ha）
- 脱炭素化技術の導入や異常気象等に強い技術の普及による気候変動対策
 - ・ りんごの着色系品種の検討（検討会2回）、果樹せん定枝の適切な処理の啓発（炭化器貸出5団体）
- 産地強化につながる輸出拡大
 - ・ 輸出国の植物検疫措置に即した生産園地の巡回及び防除等技術指導の実施（4回）
- 果樹栽培を支える畑地かんがい施設を整備
 - ・ 耐用年数を超過した管水路の更新及び散水施設の新設を実施（7地区）



【ホテルでりんごを提供しPR】



【収量・品質向上に向け樹園地に畑地かんがい施設を整備】

重点取組3：長野地域の特色を生かした農畜産物の安定生産

- 高収益作物の導入による水稲経営体の経営力強化を支援
 - ・ 産地生産基盤パワーアップ事業の活用による麦大豆の収穫調整機械等の導入支援（3箇所）
- ピーマン等軽量野菜の生産拡大と品質向上を支援
 - ・ ピーマンの新規生産者確保に向けたセミナーの開催（セミナー8回、新規栽培開始64名）
- トルコギキョウ等需要に対応した花きの生産安定を支援
 - ・ トルコギキョウ土壌病害の効果的な防除方法の検討（試験ほ設置1、研修会1回）
- きこの病虫害対策と経営安定を支援
 - ・ きこの培地資材等の価格高騰対策と能登半島地震被災農家への支援（118経営体）
- 環境にやさしい農業を推進
 - ・ 信州の環境にやさしい農産物認証制度の周知と認定を支援（75件、237ha）
 - ・ 学校給食への地元有機農産物の提供（12回）
- 品目や地域の条件に適したスマート農業技術の普及を推進
 - ・ ドローンを活用したハウストマトの高温防止資材散布実証検討会の開催（20名）
- 経営基盤の維持、強化による健全で持続可能な畜産経営を推進
 - ・ 特定家畜伝染病の防疫演習（1回）、家畜排せつ物管理施設の整備支援及び施設巡回の実施（43農場）
- 栽培に不可欠な農業用水を安定供給する農業水利施設を整備
 - ・ 基幹的揚水機場の実施設計及び水路トンネルの改修を実施（2地区）



【ピーマン導入に向けたセミナー】



【信州の環境にやさしい農産物認証制度の説明会】

重点取組4：多様な人材で支え、皆で取り組む農村づくり

- 地域住民と農村移住者の協働や関係人口との連携による地域農業への理解を促進
 - ・ 地域住民や農業者が協働して行う農地・農業水路等の保全活動を支援（128 組織）
- 農村型地域運営組織（農村RMO）の構築による農村コミュニティの維持を推進
 - ・ 農村RMO組織の自走に向けた伴走支援（2 地域協議会）
- 野生鳥獣から農作物を守る地域ぐるみの取組を支援
 - ・ ツキノワグマ、ニホンザルに関する被害防止研修会の



【野生鳥獣被害防止啓発活動 実地研修会】

重点取組5：いつまでも安心して暮らせる農村づくり

- 千曲川沿いの排水機場ポンプ設備の更新・増強を推進
 - ・ 機能が低下した施設の更新及び排水量の増加に対応したポンプの増強を実施（6 機場）
- ICTを活用した水門の自動化・遠隔化を推進
 - ・ 大雨時に用排水路の水位を感知して自動で開閉する水門の整備工事を支援（9 か所）
- 排水機場のしくみと役割を紹介する学習会を実施
 - ・ イベント等での啓発や地域の小学生を対象とした施設の学習会を開催（2 回）



【豪雨対策のため自動化した水門】

重点取組6：長野地域で守り育てる食の継承

- 農産物直売所の販売力強化及び農産物加工組織の活性化を支援
 - ・ 直売所マップの作成と加工組織間の交流
 - ・ 農産物直売所の課題解決支援（2 か所）
- 伝統野菜、そば、郷土食など長野地域で守り育てた食の継承を支援
 - ・ 信州伝統野菜認定制度に基づく新規認定への支援（2 品目）
 - ・ 学校における伝統野菜の栽培体験（1 校）、農業高校と連携した「小森茄子」の生産拡大を支援



【小森茄子振興を高校生と議論】

長野地域 ～人と人がつながり力強く未来へ躍進する長野農業～

■ 達成指標

重点取組	達成指標	現状 (2021(R3)年)	実績 (2023(R5)年)	計画※ (2025(R7)年)	目標 (2027(R9)年)
1	中核的経営体数	1,479 経営体	1,549 経営体	1,600 経営体	1,650 経営体
	果樹の新規就農者数	36 人/年	19 人	30 人/年	30 人/年
2	りんご高密度植栽培導入面積(新しい化栽培含む)	139ha	139ha	151ha	157ha
	果樹県オリジナル品種等の栽培面積	1,473ha	1,605ha	(1,864ha)	1,550ha
	畑地かんがい施設により用水が確保された農地面積	-	214ha	458ha	650ha
	果実産出額	335 億円 (2020 年度)	345 億円 (2022 年度)	343 億円	354 億円
3	軽量野菜(ピーマン)の共同選果調製施設の利用率	-	68%	70%	70%
	化学合成農薬・化学肥料を原則 50%以上削減した栽培や有機農業に取り組む面積	306ha	321ha	408ha	470ha
	スマート農業技術の導入経営体数	14 経営体	41 経営体	42 経営体	42 経営体
4	農村型の地域運営組織(農村 RMO)数	0 組織	1 組織	(2 組織)	1 組織
	野生鳥獣による農作物被害額	95.2 百万円	97.8 百万円	91.7 百万円	90.0 百万円
5	排水機場の更新等により安全が確保された地域面積	-	155ha	490ha	570ha
	水門を自動化・遠隔化した農業水利施設の箇所数	16 か所	21 か所	(42 か所)	25 か所
6	売上額 1 億円を超える農産物直売所の売上高	20.7 億円	31.5 億円	21.4 億円	22 億円
	学校給食における県産食材の利用割合(品目ベース)	50%	48.1%	51.1%	52%

※カッコ書きの指標は最終目標を上回ることが確実と見込まれるため、当初計画から計画値を変更(参考扱い)

重点取組 1 : 長野地域の農業を支える多様な担い手の確保・育成

- 長野地域の農業をけん引する強く柔軟な経営体を育成
 - ・ 農業経営者総合サポート事業を活用した専門家派遣等による担い手への伴走支援
 - ・ 「地域計画」に基づく農地の集積・集約化の推進や担い手の確保を支援
- 新規就農者の安定確保と技術力・経営力の向上を支援
 - ・ 就農相談会の開催や新規就農里親研修の実施等による新規就農者の確保
 - ・ 技術習得セミナーや就農計画の策定支援等による新規就農者のスキルアップと営農開始を支援
- 雇用労働者の安定確保のための労働環境整備を推進
 - ・ 農業バイトマッチングアプリの活用促進や適切な取組環境づくりの啓発
- 多様な人材による支え手の確保を支援
 - ・ 障がい者との共存・共栄による農福連携の推進
- 担い手へ農地の利用集積を促進する用排水路や耕作道路を整備
 - ・ 老朽化した排水路の改修及び耕作道路の舗装(3地区)

重点取組 2 : 全国トップクラスの果樹産地づくり

- 適地への省力化栽培技術導入や改植等によるりんご・ももの産地力向上を支援
 - ・ 凍霜害防止対策など災害に強い産地づくりと盗難防止対策の促進
 - ・ りんご新しい化栽培における樹体凍害対策の徹底と腐らん病まん延防止対策の推進
 - ・ 果樹加工施設の整備による産地力の強化
 - ・ 宿泊施設等と連携した地元産果物の認知度の向上
- 県オリジナル品種等の戦略的導入とハウス・冷蔵庫の整備によるぶどう産地の発展を支援
 - ・ りんご「シナノリップ」、ぶどう「クイーンルージュ®」の生産拡大に向けた実証ほの設置と栽培講習会の開催
 - ・ ぶどう「クイーンルージュ®」のコンクール開催による生産拡大を支援
- 担い手への優良農地利用の集積や樹園地継承を促進
 - ・ 円滑な樹園地継承に向けモデル地区の設定と生産意向調査等の実施
 - ・ 県オリジナル品種への改植による園地の収益性の向上
- 脱炭素化技術の導入や異常気象等に強い技術の普及による気候変動対策を推進

- ・民間企業と連携した果樹せん定枝の活用及び適切な処理の啓発と炭化技術の推進
- ・温暖化など栽培環境の変化に対応できる品目導入・栽培技術指導の実施
- **産地強化につながる輸出拡大**
 - ・輸出申請手続きへの支援や輸出促進セミナー等の開催
- **果樹栽培を支える畑地かんがい施設を整備**
 - ・耐用年数を超過した管路の更新及び散水施設の新設（4地区）

重点取組3：長野地域の特色を生かした農畜産物の安定生産

- **高収益作物の導入による水稲経営体の経営力強化を支援**
 - ・高温登熟障害・倒伏対策と斑点米カメムシ防除の推進（栽培指導会3団体、成熟期予測情報提供3回）
 - ・種子条例を反映した水稲種子の効率的な生産供給に向けた施設整備への支援
 - ・麦・大豆の収益性向上（小麦省力化肥料試験ほ2か所、大豆の雑草防除展示ほ1か所）
- **ピーマン等軽量野菜の生産拡大と品質向上を支援**
 - ・ピーマン選果場の活用による生産拡大と栽培講習会の開催
- **トルコギキョウ等需要に対応した花きの生産安定を支援**
 - ・トルコギキョウの土壌病害に対する効果的な防除法の普及
 - ・燃油価格高騰対策支援措置の有効活用による花き経営安定への支援
- **きのこの病害虫対策と経営安定を支援**
 - ・施設の衛生管理状況の徹底と培地資材価格高騰に対応した経営安定支援
- **環境にやさしい農業を推進**
 - ・補助事業を活用した有機学校給食等の実施支援
 - ・クロスコンプライアンスの徹底によるみどりの食料生産システムの周知徹底
- **品目や地域の条件に適したスマート農業技術の普及を推進**
 - ・施設野菜栽培における細霧ミスト等を活用した環境改善技術の導入検討
 - ・スマート農業機械の実演会の開催
 - ・関係機関と連携したスマート農業技術の導入推進（推進会議の開催1回、可変施肥試験ほ2か所）
- **経営基盤の維持、強化による健全で持続可能な畜産経営を推進**
 - ・特定家畜伝染病に対する関係機関との情報共有と防疫演習の実施
 - ・公共牧場の活用促進及び水田を活用した飼料生産と耕種農家とのマッチングに対する支援
- **栽培に不可欠な農業用水を安定供給する農業水利施設を整備**
 - ・揚水機場や水路トンネルの改修（2地区）

重点取組4：多様な人材で支え、皆で取り組む農村づくり

- **地域住民と農村移住者の協働や関係人口との連携による地域農業への理解を促進**
 - ・地域住民や農業者が協働して行う農地・農業水路等の保全活同を支援（132組織）
- **地域資源を最大限活用した「輝く農山村地域」の創造を推進**
 - ・「りんご」を起点とした飯綱町の多様な取組みを支援
- **農村型地域運営組織(農村RMO)の構築による農村コミュニティの維持を推進**
 - ・地域運営組織の自走に向けた伴走支援（2組織2協議会）
- **野生鳥獣から農作物を守る地域ぐるみの取組を支援**
 - ・野生鳥獣被害対策研修会の開催（1回）と啓発広報の実施

重点取組5：いつまでも安心して暮らせる農村づくり

- **千曲川沿いの排水機場ポンプ設備の更新・増強を推進**
 - ・機能が低下した施設更新及び排水量の増加に対応したポンプの増強（4機場）
- **防災重点農業用ため池の地震・豪雨耐性評価と防災工事を実施**
 - ・地震耐性評価（13か所）及び防災工事（2か所）
- **地すべり防止施設の長寿命化計画に基づく対策工事を実施**
 - ・水抜きボーリング孔の洗浄及び排水路の補修
- **ICTを活用した水門の自動化・遠隔化を推進**
 - ・大雨時に水位を感知して自動で開閉する水門の整備（11か所）
- **排水機場のしくみと役割を紹介する学習会を実施**
 - ・排水機場がある地域の小学生や住民を対象とした学習会（2回）

重点取組6：長野地域で守り育てる食の継承

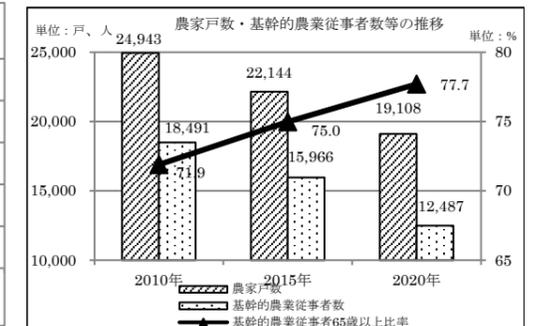
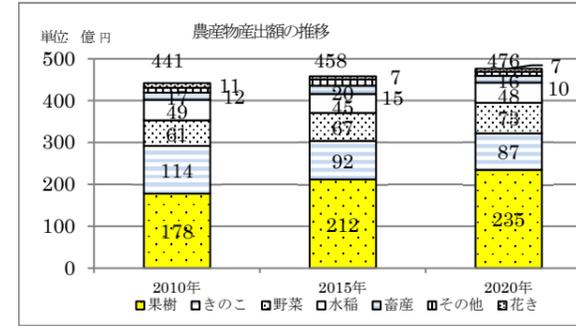
- **農産物直売所の販売力強化及び農産物加工組織の活性化を支援**
 - ・加工組織の事業継承に係る事例調査と情報交換会の開催
- **伝統野菜、そば、郷土食など長野地域で守り育てた食の継承を支援**
 - ・生産拡大や販路開拓支援による伝統野菜の振興

令和7(2025)年度 長野地域の農業農村振興施策 ~ 人と人がつながり力強く未来へ躍進する長野農業 ~ (第4期食農計画長野地域計画)

長野地域のめざす姿

- 地域の基幹作物である果樹を中心に新規就農者の参入などにより担い手が確保され、皆が活躍しています。
- 農業用水が安定供給され、省力化栽培方式、県オリジナル品種の導入が拡大し、全国トップクラスの果樹産地「ながの」が発展しています。
- 立地条件を生かした野菜、花き、穀物など多様な農畜産物が、環境にやさしい農業や地域の条件に適したスマート農業技術により生産されています。
- 地域住民と移住者の協働により農村を支える体制が構築され、さらに自治会や社会福祉協議会などとの連携が進み、農村の集落機能や自治機能が維持されています。
- 排水機場の更新などの防災工事が実施され、安心して暮らせる農村が形成されています。
- 農産物直売所を中心とした地域内消費が拡大し、長野地域で守り育てた「食」が継承されています。
- 学校、地域、消費者団体と連携し、「食」と「農」をつなぐ食育活動が幅広く展開されています。

長野地域振興局農地整備課・長野農業農村支援センター



施策の展開方向(2023~2027年(R9年))

重点取組1 長野地域の農業を支える多様な担い手の確保・育成

- 長野地域の農業をけん引する強く柔軟な経営体を育成
- 新規就農者の安定確保と技術力・経営力の向上を支援
- 雇用労働者の安定確保のための労働環境整備を推進
- 多様な人材による支え手の確保を支援
- 担い手への農地の利用集積を促進する用排水路や耕作道路を整備

重点取組2 全国トップクラスの果樹産地づくり

- 適地への省力化栽培技術導入や改植によるりんご・ももの産地力向上を支援
- 県オリジナル品種等の戦略的導入とハウス・冷蔵車の整備によるぶどう産地の発展を支援
- 担い手への優良農地の利用集積や樹園地継承を促進
- 脱炭素化技術の導入や異常気象等に強い技術の普及による気候変動対策を推進
- 産地強化につながる輸出拡大
- 果樹栽培を支える畑地かんがい施設を整備

重点取組3 長野地域の特色を生かした農畜産物の安定生産

- 高収益作物の導入による水稲経営体の経営力強化を支援
- ピーマン等軽量野菜の生産拡大と品質向上を支援
- トルコギキョウ等需要に対応した花きの生産安定を支援
- きのこ病害虫対策と経営安定を支援
- 環境にやさしい農業を推進
- 品目や地域の条件に適したスマート農業技術の普及を推進
- 経営基盤の維持、強化による健全で持続可能な畜産経営を推進
- 栽培に不可欠な農業用水を安定供給する、農業水利施設を整備

重点取組4 多様な人材で支え、皆で取組む農村づくり

- 地域住民と農村移住者の協働や関係人口との連携による地域農業への理解を推進
- 農村型地域運営組織(農村RMO)の構築による農村コミュニティの維持を推進
- 野生鳥獣から農作物を守る地域ぐるみでの取組みを支援

重点取組5 いつまでも安心して暮らせる農村づくり

- 千曲川沿いの排水機場ポンプ整備の更新・増強を推進
- 防災重点農業用ため池の地震・豪雨耐性評価と防災工事を実施
- 地すべり防止施設の長寿命化計画に基づく対策工事を実施
- ICTを活用した水門の自動化・遠隔化を推進
- 排水機場のしくみと役割を紹介する学習会を実施

重点取組6 長野地域で守り育てる食の継承

- 農産物直売所の販売強化及び農産物加工組織の活性化を支援
- 伝統野菜、そば、郷土食など長野地域で守り育てた食の継承を支援
- 「農」と「食」をつなぐ関係機関と連携した食育活動を推進
- 消費者の関心が高い「食」、「安全」、「環境」に配慮した食づくりを推進

令和7年度の取組内容

- 農業経営者総合サポート事業を活用した専門家派遣等による担い手への伴走支援
- 「地域計画」に基づく農地の集積・集約化の推進や担い手の確保を支援
- 就農相談会の開催や新規就農里親研修の実施等による新規就農者の確保
- 技術習得セミナーや就農計画の策定支援等による新規就農者のスキルアップと営農開始を支援
- 農業バイトマッチングアプリの活用促進や適切な取組環境づくりの啓発
- 障がい者との共存・共栄による農福連携の推進
- 老朽化した排水路の改修及び耕作道路の舗装(3地区)

- 凍霜害防止対策など災害に強い産地づくりと盗難防止対策の促進
- りんご新わい化栽培における樹体凍害対策の徹底と腐らん病まん延防止対策の推進
- 果樹加工施設の整備による産地力の強化
- 宿泊施設等と連携した地元産果物の認知度の向上
- りんご「シナノリップ」、ぶどう「クイーンルージュ®」の生産拡大に向けた実証ほの設置と栽培講習会の開催
- ぶどう「クイーンルージュ®」のコンクール開催による生産拡大を支援
- 円滑な樹園地継承に向けモデル地区の設定と生産意向調査等の実施
- 県オリジナル品種への改植による園地の収益性の向上
- 民間企業と連携した果樹せん定枝の活用及び適切な処理の啓発と炭化技術の推進
- 温暖化など栽培環境の変化に対応できる品目導入・栽培技術指導の実施
- 輸出申請手続きへの支援や輸出促進セミナー等の開催
- 耐用年数を超えた管水路の更新及び散水施設の新設(4地区)

- 高温登熟障害・倒伏対策と斑点米カメムシ防除の推進(栽培指導会3団体、成熟期予測情報提供3回)
- 種子条例を反映した水稲種子の効率的な生産供給に向けた施設整備への支援
- 麦・大豆の収益性向上(小麦省力化肥料試験場2カ所、大豆の雑草防除展示ほ1カ所)
- ピーマン選果場の活用による生産拡大と栽培講習会の開催
- トルコギキョウの土壌病害に対する効果的な防除法の普及
- 燃由耐高騰対策支助措置の有効活用による花き経営安定への支援
- 施設の衛生管理状況の徹底と培地資材耐高騰に対応した経営安定支援
- 補助事業を活用した有機学校給食等の実施支援
- クロスコンプライアンスの徹底によるみどりの食料生産システムの周知徹底
- 施設野菜栽培における細霧ミスト等を活用した環境改善技術の導入検討
- スマート農業機械の実演会の開催
- 関係機関と連携したスマート農業技術の導入推進(推進会議の開催1回、可変施肥試験ほ2カ所)
- 特定家畜伝染病に対する関係機関との情報共有と防疫演習の実施
- 公共牧場の活用促進及び水田を活用した飼料生産と耕種農家とのマッチングに対する支援
- 揚水機場や水路トンネルの改修(2地区)

- 地域住民や農業者が協働して行う農地・農業水路等の保全活動を支援(132組織)
- 「りんご」を起点とした飯綱町の多様な取組みを支援
- 地域運営組織の自主に向けた伴走支援(2組織2協議会)
- 野生鳥獣被害対策研修会の開催(1回)と啓発広報の実施

- 機能が低下した施設更新及び排水量の増加に対応したポンプの増強(2地区)
- 地震耐性評価(13カ所)及び防災工事(2カ所)
- 水抜きボーリング孔の洗浄及び排水路の補修
- 大雨時に水位を感知して自動で開閉する水門の整備(11カ所)
- 排水機場がある地域の小学生や住民を対象とした学習会(2回)

- 加工組織の事業継承に係る事例調査と情報交換会の開催
- 生産拡大や販路開拓支援による伝統野菜の振興

令和7年度主要事業

- 次代の農業を支える担い手支援事業
- 農業労働力の安定確保支援事業
- 新規就農者育成総合対策
- 農業経営者総合サポート事業
- 農地中間管理機構事業
- 農業経営カイゼン実践促進事業
- 農地中間管理機構関連農地整備事業

- 信州農業生産力強化対策事業
- 果樹経営支援対策事業
- 主要穀類経営確立推進指導事業
- 地力振興推進費
- 県営畑地帯総合土地改良事業

- 信州農業生産力強化対策事業
- 園芸産地強化対策整備事業
- 野菜等価格安定対策事業
- 主要穀類競争力向上推進事業
- 経営所得安定対策事業
- OGAP推進事業

- 多面的機能支払事業
- 中山間地域農業直接支払事業
- 中山間地域農業ルネッサンス推進事業
- 農村型地域運営組織(農村RMO)形成推進事業
- 遊休農地活用総合対策事業
- 野生鳥獣被害総合対策事業

- 県営農村地域防災減災事業
- 地すべり対策事業
- 県営かんがい排水事業

- 「おいしい信州ふーど」の魅力発信事業
- 地力振興推進費
- 食の地域内循環推進事業
- 信州伝統野菜継承・産地育成事業
- 地力発揮信州農山村発信イノベーション推進事業

農業振興

農村振興

食

信州未来共創戦略

～みんなでつくる 2050 年の NAGANO～

2024 年 12 月

私のアクション！未来の NAGANO 創造県民会議

目次

	(頁)
I はじめに.....	2
II 戦略の性格・特色.....	2
III 人口推計と将来への影響.....	3
IV 新時代創造に向けた価値観の転換 ～人口減少の事実を共有し、これまでの当たり前を考え直そう～	7
V 明るい未来の実現に向けた取組の方向性.....	8
1 若者・女性から選ばれる寛容な社会づくり.....	8
1-1 若者の社会参画を促進しよう.....	9
1-2 性別による固定的役割や格差をなくそう.....	10
1-3 共育でも当たり前ができる働き方に変えよう.....	11
1-4 子ども・子育てを社会で支えよう.....	12
1-5 多様性を認め合い、人権を尊重しよう.....	13
1-6 一人ひとりに合った学びを実現しよう.....	14
2 信州の強みを活かした移住・関係人口の増加 ～暮らし、つながる仲間を増やそう～.....	15
3 安心・便利で持続可能な生活圏の整備促進 ～県土のグランドデザインを策定・実現しよう～	17
4 変革期を乗り越える経営等の革新.....	19
4-1 世界を視野に付加価値労働生産性を高めよう.....	20
4-2 多様な人材の労働参加と省力化投資を進めよう.....	22
4-3 社会課題の解決のために様々な主体で共創しよう.....	24

I はじめに

人口減少や、出生率の低下などが言われていますが、皆さんは人口について、自分事として考えたことはありますか？身近なバスの路線や本数が少なくなったり、映画館やゲームセンターが閉店したり、小学校が統合されたり、すでに身近なものごとへの影響も出ているかもしれません。今年2月、県内の人口が約50年ぶりに200万人を下回りました¹。今後も人口減少が続くと予想されています。すでに働き手の不足などの問題が現れており、このままではさらに深刻な問題が増えるおそれがあります。

こうした問題を解決するためには、単なる少子化対策だけでは不十分です。なぜなら、そもそも若者や女性が地域にいれば人口の自然減は止まらず、そのためには若者や女性に選ばれる職場が必要で、そのためには若者や女性が働きやすい場を提供する企業等に体力が必要で、そのためには企業等が社会の変革に対応していくことが必要で…、と、人口問題の解決には社会全体の構造を変えていく必要があるからです。

今こそこれまでの常識にとらわれず、新しい未来を創り出す決意が必要です。行政と民間が垣根を越えて協力し、今から行動を起こしていくことが大切です。将来の世代のためにも、今を生きる私たちの責任として、明るい未来のビジョンをとりまとめ、その実現に向けて、みんなで力を合わせていきましょう。

II 戦略の性格・特色

信州未来共創戦略～みんなで作る2050年のNAGANO～(以下「戦略」という。)は、今の子どもたちが大人になる2050年を展望して、私たちが今から取り組むべきことをまとめたものです。「I はじめに」でも述べたように、働き方や暮らし方、そしてそれを支える価値観など、私たちの生活や常識を時代に合わせて変化させつつ、長い目で見て、大きな社会の変革に挑戦していくことが必要です。

この戦略は、行政だけではなく、戦略の策定趣旨に賛同する団体・個人により構成される県民会議(私のアクション!未来のNAGANO 創造県民会議)で策定するものです。なぜなら、それぞれの主体だけでは、上記の課題を解決していくことができないからです。

また、この戦略は、行政、企業や地域、そして県民一人ひとりが具体的な行動を起こすための羅針盤となるものです。みんなが同じ方向を目指せるように2050年にありたい姿を示し、2030年までに達成したい当面の目標(=旗²)を設定しています。旗の達成を積み重ねる中で、私たちの求める2050年にたどりつきたい、そのような想いで策定しています。

¹ 2024年2月1日時点で199万9,182人(毎月人口異動調査(長野県企画振興部))

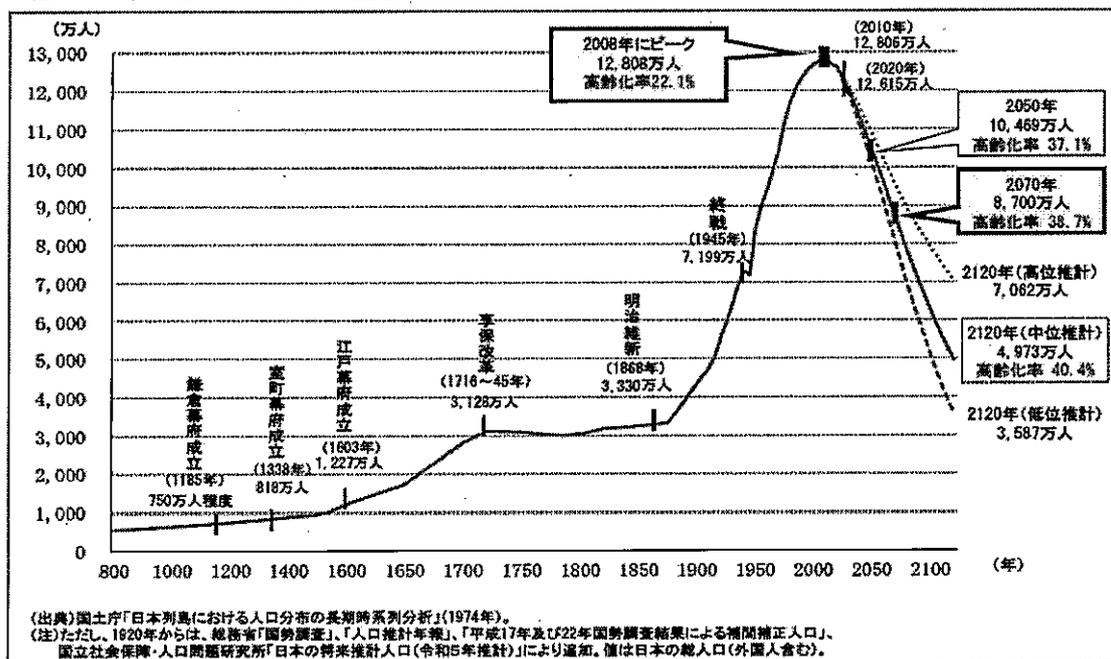
² 旗は原則2030年を目標年次としていますが、より早い年次を目標年次としているものもあります

Ⅲ 人口推計と将来への影響

1 人口の現状と将来推計

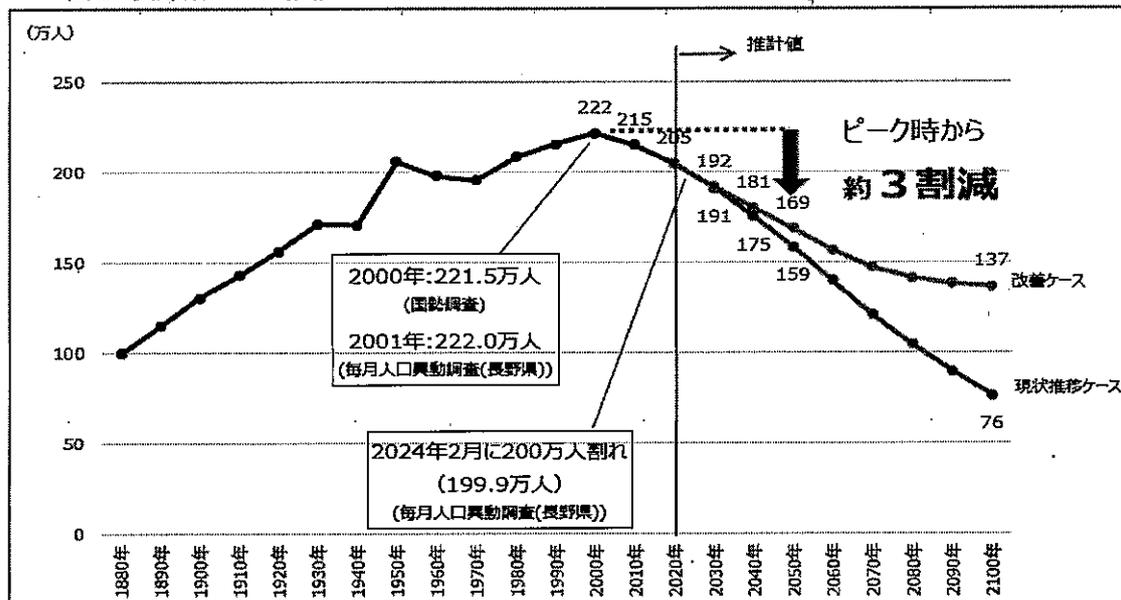
日本の総人口は、明治維新以降急激に増加し、1967年に1億人を突破しました。その後も増加を続けてきましたが、2008年の1億2,808万人をピークに減少局面となり、今後急激に減少していく見込みです。

図1 日本の総人口の長期的推移



長野県でも2001年の約222万人をピークに減少に転じており、2050年の人口は、現状のまま何もしなければ159万人(出生数や社会増減が大きく改善したケースでも169万人)となり、2001年のピーク時から約3割減少する「7がけ社会」が到来する見通しです。

図2 長野県の人口推移

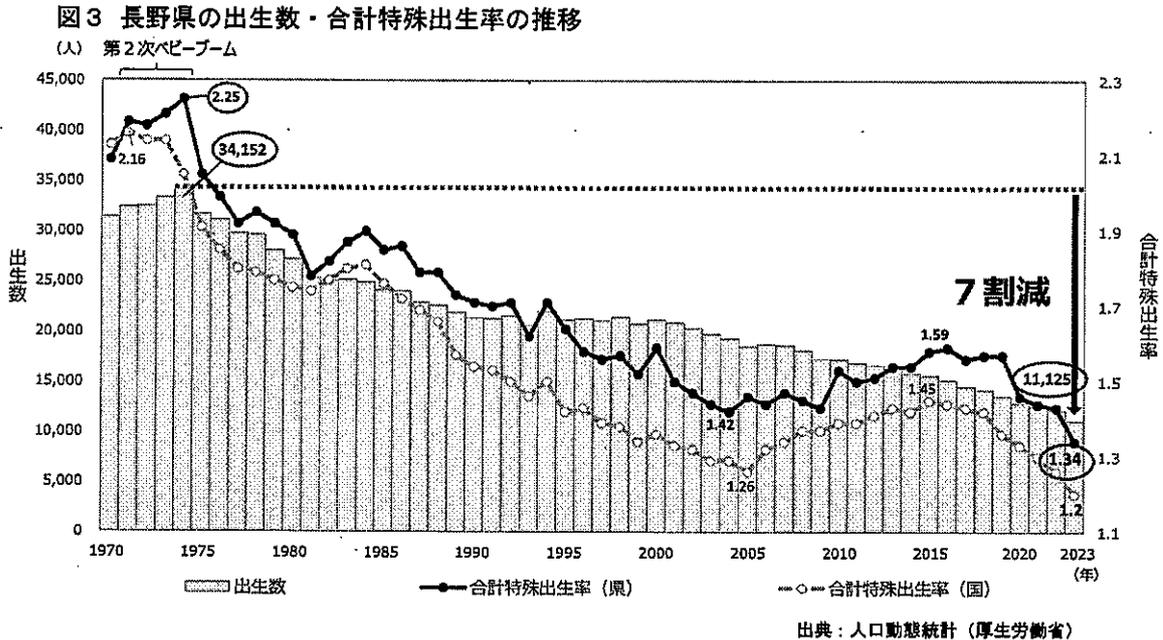


出典: 2020年までは2023年版長野県の人口(毎月人口変動調査結果報告)、それ以降は長野県企画振興部推計

また、長野県の合計特殊出生率は1.34と、全国を上回っているものの4年連続で低下しています。

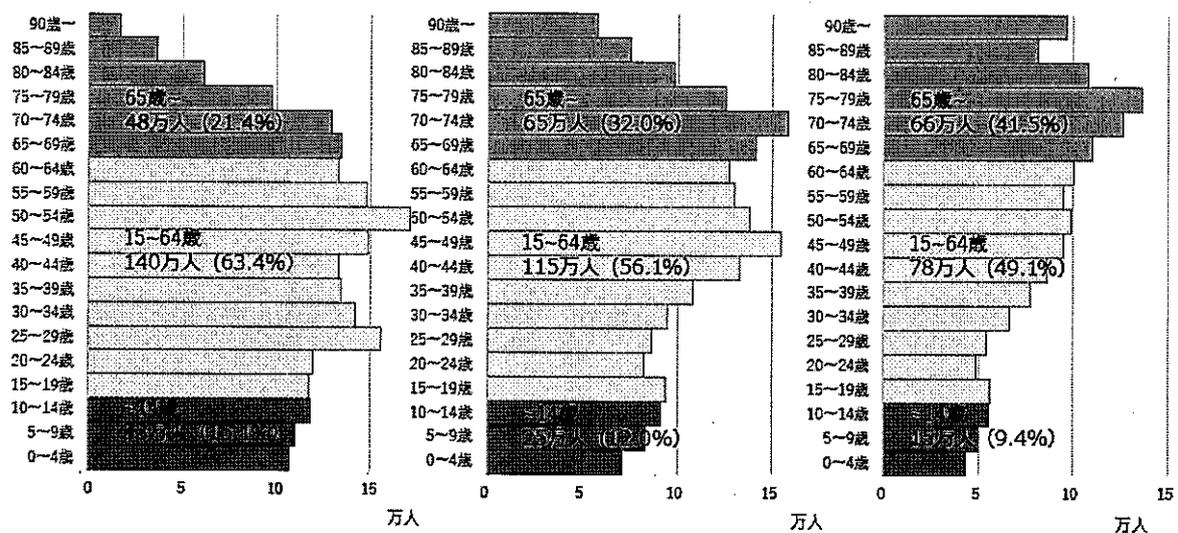
出生数は、第2次ベビーブーム以降ほぼ一貫して減少が続いており、その当時と比較して約7割減少するなど、急速な少子化に歯止めがかかっていません。

本県の人口は、出生率などの急速な改善がみられる場合³であっても2100年頃までは減少が続く見通しです。



加えて高齢化も進行しており、2050年には高齢者が長野県の総人口の4割を超える見通しです。

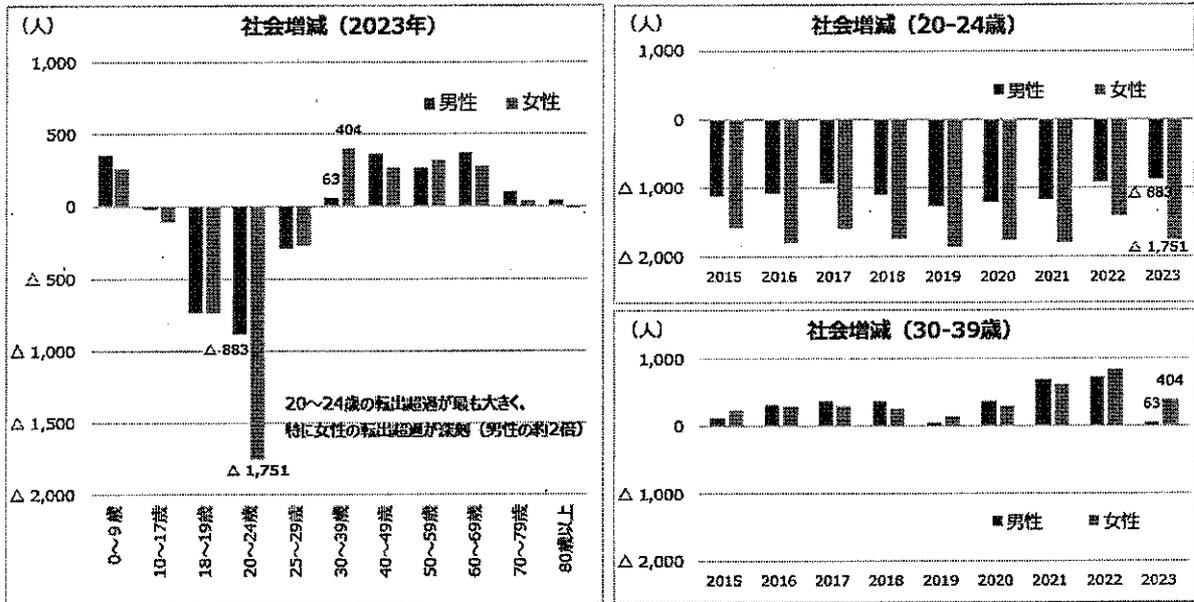
図4 長野県の年齢3区分別人口（人口ピラミッド）
2000年(総数222万人) → 2020年(総数205万人) → 2050年(総数159万人)



³ 2025年以降社会増減が均衡し、かつ、2040年までに合計特殊出生率が人口置換水準の2.07に上昇してそれ以降維持される

社会増減に目を向けると、20～24歳の転出超過が最も大きく、特に女性の転出超過が大きいことは深刻な課題です。一方で、30～39歳の子育て世代は転入超過となっています。

図5 社会増減（国内移動）



出典：毎月人口異動調査（長野県企画振興部）

2 人口減少に伴う問題

すでに生じ始めている問題も含め、このまま人口減少が進むと、

- ・労働力人口の減少により、企業活動はもとより、医療・福祉、交通・物流など暮らしを支える活動も継続が困難
- ・消費者人口の減少により、産業の成長力・競争力が低下し、賃金も減少
- ・地域の担い手不足により、互いに支えあうコミュニティが弱体化
- ・高齢者の割合が増加し、若者や将来世代の社会保障や税負担が増加
- ・インフラ（道路・上下水道等）や行政サービスの維持・更新が困難
- ・空き家や空き地が増加、スーパーや娯楽施設などが撤退

など、私たちの暮らしや産業などに関わるさまざまな問題が新たに生じ、または顕在化・深刻化するおそれがあります。

3 将来への希望の種

ここまで、人口減少により起こりえるさまざまな問題について述べてきましたので、少し暗い気持ちになったかもしれませんが、下を向く必要はありません。世界には、長野県よりももっと少ない人口でも、高い幸福度や国民所得を誇っている国もあります。人口減少という社会の大きな構造変化は、科学技術の進展などと相まって、新たな希望を生み出す可能性があります。

例えば、

- ・担い手の不足は、誰もが社会で活躍できるチャンスに
- ・子どもの数の減少は、個別最適な学びへの転換を促す好機に
- ・AI・ロボット技術等の飛躍的な発展は、人口減少の影響を緩和し、暮らしをより便利で快適に
- ・人口構成の変化は、新たなビジネスチャンスに
- ・社会保障関係費やインフラ維持の負担増大は、行財政改革やまちの再生を促す契機に

などがあります。こうした可能性を活かして、希望あふれる明るい未来を実現していくことが重要です。

また、世界の人口は2080年代半ばの103億人をピークに減少に転じるといわれており⁴、多くの先進国では人口減少への対応がすでに大きな課題となっています。

私たちは世界に先んじて人口問題に取り組んでいるわけです。私たちの知見は、きっと世界に役立つものになるでしょう。オール信州で、世界が欲する知恵と対応を磨きましょう。

⁴ 参考：『世界人口推計 2024 年版：結果の概要』（国際連合経済社会局）

IV 新時代創造に向けた価値観の転換

～人口減少の事実を共有し、これまでの当たり前を考え直そう～

人口減少は、これまでの働き方や暮らし方、そしてそれを支える価値観など、さまざまな要因が絡み合っている問題です。その影響は社会のいろいろな面に広がると考えられます。

新しい時代をつくるためには、急激な人口減少を緩和するとともに、人口減少社会に適応し、未来に希望が持てる社会をつくる必要があります。そのため、これまでの当たり前を見直し、次のような社会を目指していきましょう。

- ・若い人たちが自分らしく、いきいきと活躍している社会
- ・性別にかかわらず誰もが自分らしく生きられるジェンダー平等の社会
- ・子どもが権利の主体として大切にされ、社会全体で育てられる社会
- ・休日や休暇をしっかりと取れ、男性の育休取得も当たり前の社会
- ・外国人を含むすべての県民が地域社会の一員として等しく活躍できる社会
- ・画一的な教育ではなく、自分で考え学ぶことを伸ばす教育が当たり前となっている社会
- ・暮らしに不可欠な行政サービスの持続可能性が維持されるよう、DXや広域化、共助の仕組みづくりなどが進んだ社会
- ・「宅配物をコンビニで受け取る」、「AIやロボットによる接客を受け入れる」など、少しの我慢をみんなで分かち合う社会

こうした社会を実現するためには、行政、企業、地域、そして県民一人ひとりが一体となって同じ方向を目指して行動することが大切です。

人口減少によって生じるさまざまな問題へのアプローチは、希望ある将来への第一歩です。人口減少が自分には関係ないと思っている方も多いかもかもしれません。まずは県民会議の活動を通じて、人口減少の現実とこれから起こり得ることをみんなと共有し、持続可能な社会の実現に向けた行動の輪を広げていきましょう。

V 明るい未来の実現に向けた取組の方向性

1 若者・女性から選ばれる寛容な社会づくり

- ・急激な人口減少を和らげるために、行政では地方創生施策等を通じて、少子化対策や人口の社会増を目指す取組を進めてきました。コロナ禍で地方に戻る人が増え、30年ぶりの社会増を達成するなど一定の成果を上げる一方で、出生数は過去最低を記録しており、必ずしも十分な効果が出ていません。
- ・地域に若者や女性がいなければ、いくら合計特殊出生率を上げたとしても、出生数の増加、人口減少の緩和にはつながりません。若者や女性に選ばれる地域・職場である必要があります。
- ・また、若者や女性にとっては、従来取り組んできた結婚・出産・子育てといった支援以前の問題として、特定の価値観を押し付けるような同調圧力や不寛容な空気が生きづらさや息苦しさを感じさせる要因となっています。こうした不寛容さは、生まれ育った地域で暮らすことを諦めさせる原因にもなっています。
- ・一方で、寛容な社会をつくることは、地元を離れたいという気持ちを和らげ、若者が地元に戻りたいと思う気持ちを高める効果をもつとともに、一人ひとりの幸福感や自己肯定感を高め、結果的に人口減少の緩和にもつながると考えています。
- ・このため、この戦略では新たな軸として「寛容性」を強調し、その土台の上で、若者や女性が自己実現を図り、希望する方が安心して結婚・出産・子育てをすることができる社会の実現を目指します。

1-1 若者の社会参画を促進しよう

- ・日本では「自分の行動で国や社会を変えられる」と感じる若者（39歳以下。以下同様）の割合が他の国と比べて低い状況にあります。地域や職場での年功序列の強さや「言っても変わらない」という諦めが、若者の主体的な発言や行動を妨げています。
- ・若者同士、あるいは若者と地域の人々が交流する場が少ないため、若者同士のつながりや地域への愛着を育む機会が失われています。また、若者自らが「どう生きたいか」を考える機会や、自由に使えるお金や時間が少ないことが、結婚や子どもを産み育てることを含むライフデザインを描く際に、希望する選択肢を諦めることにもつながっています。
- ・若者の挑戦を後押しすることは、地域に変化をもたらし、若者をひきつける重要な要素です。若者一人ひとりが悩みや不安を解消してなりたい自分になれるよう、ライフデザインについて考える機会を増やし、交流の場を広げ、若者の収入を増やし、長時間労働を見直すなど、若者を取り巻く環境を改善し、若者の暮らしや活躍を応援しましょう。また、官民が連携して若者の活動を支援する仕組みをつくり、若者の社会参画を促進しましょう。

【2050年にありたい姿】

○若者が、自らの人生と社会について主体的に意思決定を行い、主導的な立場で活躍している若者が多数存在している。

- ・全ての県民が若いうちに自身のライフデザインを考え、構築する機会を得ている。
- ・被選挙権が18歳以上になっている。
- ・政治・行政・職場・地域の重要な意思決定に、若者が当たり前に参加している。
- ・組織や地域社会における年功序列的な意識がなくなり、主要な地位につく若者が増えている。
- ・若者の可処分所得の向上等により経済的な理由で結婚・出産・子育てを諦めている若者がいなくなっている。
- ・社会的、経済的、精神的に困難を抱える若者に対する支援体制が整っている。

【2030年に目指す旗】

- ・高校・大学、事業所（新規採用時）において、性教育やプレコンセプションケア⁵を含むライフデザインに関する授業や研修等の実施率が100%となっている。
- ・県と市町村の各審議会の委員に若者（39歳以下）が必ず参加している。
- ・ユースセンター（高校生の居場所等）への支援が充実し、箇所数が増加している。
- ・若者の可処分所得が県民平均以上に向上している。

⁵ 若い世代が性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、将来のライフプランを見据えて自身の生活や健康に向き合うこと

1-2 性別による固定的役割や格差をなくそう

- ・「男は仕事、女は家庭」といった考え方は、地域や職場での女性の活躍や男性の育児参画を妨げており、いまだに、家事・育児時間の男女格差は4.2倍（2021年）となっています。
- ・また、結婚や出産に対する過剰な干渉や特定の価値観の押し付けは、多くの人にとって生きづらさや息苦しさを感じさせ、生まれ育った地域で暮らすことを諦めさせる原因にもなっています。
- ・我が国のジェンダーギャップは世界の国々の中でも大きい中、本県では女性管理職の比率や男女の賃金格差などについては、全国に比べても遅れている状況です。
- ・女性の意見が反映されないことは、地域や企業が女性から選ばれにくくなり、地域や経済の活性化にも悪影響を及ぼします。
- ・人口そのものの話で言うと、地域や企業が女性に選ばれなければ、いくら合計特殊出生率を上げたとしても、出生数の増加、人口減少の緩和にはつながりません。いえ、単純に人口減少を緩和するだけの話ではなく、人口減少社会に適応していくに当たっても、多様な人材が個性を活かし能力を発揮しなければ、意思決定の質は高まらず、より良いサービスや商品の開発、政策の立案は期待できません。
- ・職場や地域での女性リーダーの育成や学校などでの実践を通じて、意思決定への女性の参画を進めるなど、ジェンダーギャップの解消を目指しましょう。

【2050年にありたい姿】

- 様々な分野でジェンダー平等が実現し、性別にかかわらず一人ひとりが自分に合った働き方・暮らし方をしている。
 - ・行政や企業の役員や管理職の男女バランスが均衡
 - ・男女の賃金格差がゼロ（男性賃金を100としたときの女性賃金が100）
 - ・自治会長やPTA会長など、地域社会の役職でも男女比が均衡している。
- 女性がライフステージの中で直面する健康課題を乗り越え、自分らしく生きることができるようになっている。

【2030年に目指す旗】

- ・都道府県版ジェンダーギャップ指数⁶において、政治・行政・教育・経済すべての分野で上位10位以内を獲得する。
※政治分野19位、行政分野22位、教育分野15位、経済分野26位（2024年）
- 《主な指標》政治：都道府県・市町村議会議員の男女比
行政：都道府県・市町村の管理職、審議会委員の男女比
教育：四年制大学進学率の男女差
経済：男女間の賃金格差、企業・法人の役員・管理職の男女比
- ・家事・育児時間の男女格差を2.0倍未満にする。※4.2倍（2021年）
- ・従業員101人以上の企業のすべてに女性役員がいる。※50%（2024年）

⁶ 「地域からジェンダー平等研究会」が毎年発表している、政治・行政・教育・経済各分野に関わる30項目の指標から算出する、都道府県ごとの男女平等度の指数

1-3 共育でも当たり前前にできる働き方に変えよう

- ・若い世代ほど「家事や育児は女性の役割」という考えに違和感を持ち、出産後も共働きを続けたいと考える方が多くなってきています。これは、中高年世代が若い頃との大きな違いです。
- ・しかし、私たちの働き方はまだ長時間労働や硬直的な勤務形態が多く、若者が「子どもを持ちたい、仕事を続けたい、夫婦で子育てをしたい」という希望を実現しにくい状況です。
- ・共育てを当たり前にするには、男性の育休取得も必要ですが、いまだに男性の育休取得は36.7%（2023年）にとどまっています。
- ・人口を増やすため…、という以前に、人生を楽しむためには、仕事だけでなく、趣味や子育て、社会貢献などに使える時間の余裕も必要でしょう。
- ・経営者やリーダー層の意識改革はもちろん、すべての世代の理解と協力により、長時間労働を見直し、男性の育休取得を促進するなど、柔軟な働き方を広めていきましょう。みんなで協力して、共育でも当たり前前にできる働き方に変えていきましょう。

【2050年にありたい姿】

- 働き方改革等の進展により、ライフステージが変化しても、性別にかかわらず働き続けることが可能な環境が実現している。
- 仕事の見直しや省力化の推進等により、年次有給休暇が100%取得でき、ワークライフバランスが実現している。

【2030年に目指す旗】

- ・すべての職場で男性の育児休業取得率を85%以上とする。
※36.7%（民間）（2023年）
- ・くるみん（子育て応援）・えるぼし（女性活躍）、職場いきいきアドバンスカンパニーのいずれかの認証を取得している企業数を2,000以上とする。
※533企業（2024年）
- ・家事・育児時間の男女格差を2.0倍未満にする。※4.2倍（2021年）（再掲）
- ・すべての職場で年次有給休暇の取得率を75%以上とする。
※62.7%（民間）（2023年）

1-4 子ども・子育てを社会で支えよう

- ・核家族化が定着する中、少ない人数での子育ては、本当に大変です。また、子育てや教育にかかるお金や、心理的・肉体的な負担が、理想の子ども数を持つことを難しくしています。
- ・子連れの際に周囲に求める理解や配慮としては、使いやすい施設や設備の整備、周囲の人たちの寛容な姿勢やちょっとしたサポートがあります。さらに、子どもが天候に左右されずに遊べる場所の整備を求める声も多くあります。
- ・国では「次元の異なる少子化対策」が進められ、県と市町村も連携して「子育て家庭応援プラン」に取り組み、経済的負担の軽減が強化されてきています。
- ・子どもを生みたい・育てたい人のハードルをなくすために、子どもや子育てを支える環境づくりを社会全体で進めていきましょう。

【2050年にありたい姿】

- すべての子どもが個人として尊重されるとともに、その年齢及び発達の程度に応じて意見を表明する機会や社会的活動に参画する機会が確保されており、教育を受ける権利をはじめ基本的人権が保障されている。
- 子ども及び子育て家庭が、行政はもとより社会全体から必要な支援を受け、経済的にも精神的にも安定した生活を送っている。
- 経済的な理由で進学を諦めている子どもがいなくなっている。
- 夫婦が理想とする子どもの数と実際に持つつもりの子どもの数との差がなくなっている。

(長野県民の結婚・出産・子育てに関する意識調査：

2024年理想の子どもの数 2.22人 実際に持つつもりの子どもの数 1.72人)

【2030年に目指す旗】

- ・夫婦の予定子ども数が理想子ども数を下回る要因を「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」とする回答の割合を30%以下とする。※57.8% (2024年)
- ・夫婦の予定子ども数が理想子ども数を下回る要因を「これ以上、育児の心理的負担等に耐えられないから」とする回答の割合を15%以下とする。※29.2% (2024年)
- ・天候にかかわらず子育て家庭が気軽に訪問し、子どもたちが遊べる施設が増えている。
- ・特別支援学校高等部の進学・就職希望者が希望をかなえる割合を90%以上とする。※80.9% (2023年度)
- ・限りある医療資源の適正配置により、安全な分娩体制が確保されている。
- ・不妊・不育治療により妊娠を望む方に対する、経済的負担を軽減するための助成が充実している。

1-5 多様性を認め合い、人権を尊重しよう

- ・多様性を認めない社会では生きづらさを感じる人たちがいます。また、差別などのさまざまな人権侵害が依然として存在しています。年齢、性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、誰もが多様性や違いを認め合い安心して暮らせる社会を実現するためには、人権を尊重する考え方を社会の基礎としていく必要があります。
- ・特に外国人数は急速に増加しており、日本全体で総人口に占める割合は 2022 年の 2.3%から 2070 年には 10.8%に達すると予想されています。本県でも現在の約 4 万人（県民の約 2.1%）から大幅に増える見込みで、日常生活の中でさまざまな国や地域の出身の人々がいることが今よりも当たり前の時代が来ます。
- ・地域社会が一体となって、多様性を認め合い共生を進めることは、人口減少社会で地域の活力を維持するためにますます重要となります。外国人を含むすべての県民が安心して暮らし、働ける環境をみんなで作っていきましょう。

【2050 年にありたい姿】

- 年齢、性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、誰もがその存在と役割を認められ、誰一人取り残さない社会が実現している。
- 国内外から信州へ来る方々（外国人を含む）が積極的に受け入れられ、地域社会の一員として、安心して暮らし、働ける環境になっている。

【2030 年に目指す旗】

- ・人権の尊重、公正な社会を実現するために人権政策の基本的方向性が明確に示され、多様性、包摂性が尊重されている。
- ・外国人を地域社会の一員として受け入れるための総合的な政策がとりまとめられている。
- ・希望する外国人が、無償で日本語及び日本の生活慣習や文化を習得することができる場がある。
- ・就学年齢の外国人の子ども全員が、いずれかの学校に通っている。

1-6 一人ひとりに合った学びを実現しよう

- ・これからの時代は変化がますます激しく、予測が難しいため、新しい価値や時代をつくる力が求められます。これまでのような一斉一律の教育を転換するとともに、地方の実情に応じた教育をさらに進めていくことが必要です。
- ・日本の人口が減る中で、世界の成長や知識を取り入れるためにも、世界で活躍できる人や地域社会のつくり手を育てる必要があります。そのためには、世界や地域に興味を持ち、地域の良さや社会のニーズ、世界を広く見る視点を養うことが大切です。
- ・少子化で子どもの数が減ることを、一人ひとりに合った学びや少人数学習の強みを活かした学びに変えるチャンスと捉えましょう。そして、長野県の豊かな自然や地域の特色を活かした学びに取り組み、新しい学びの「当たり前」をつくっていきましょう。

【2050年にありたい姿】

- 子どもたち一人ひとりの個性や能力に合った学びが、豊かな自然など本県の特徴を活かした形で行われている。
- 他者と協働しながら社会の課題と向き合う社会のつくり手を育むための学びの「新しい当たり前」が、教職員や保護者など子どもたちに身近な人々が学びのあり方を主体的に考えることができる分権的な教育システムの中で実現している。

【2030年に目指す旗】

- ・すべての小中学校等においてウェルビーイング実践校（TOCO-TON）⁷の教育手法や理念を参考とした取組が展開され、本県が教育・学びの改革の我が国における先進地になっている。
- ・STEAM教育⁸及び英語教育について、我が国で最先端の教育が行われている。
- ・起業家マインドの醸成や英語・デジタルに関する学びの強化、ICTを活用した中山間地校での多様な授業など、県立高校の特色化が進んでいる。
- ・我が国で最高品質の自然保育（信州やまほいく）が、県内すべての市町村で実施されている。

⁷ 子どもが自ら学び方等を選択し、「好き」や「楽しい」、「なぜ」をとことん追求するため、子どもや保護者、地域とともに学校の仕組み変革に取り組む県教育委員会指定の実践校

⁸ STEM(科学(Science)、技術(Technology)、工学(Engineering)、数学(Mathematics))を統合的に学習する教育に、芸術(Arts)の創造性教育を統合する教育手法

2 信州の強みを活かした移住・関係人口の増加 ～暮らし、つながる仲間を増やそう～

- ・長野県は都市部からのアクセスが良く、多彩な産業や文化を活かして早くから努力を続けてきたため、移住したい県として常にトップクラスにあります。
- ・軽井沢や蓼科などの魅力あるリゾート地の存在が県全体のイメージアップにもつながり、多くの人が集まることで生まれる多様な交流は、地域や県内産業に新たな価値を生み出す場にもなっています。
- ・また、デジタル化の進展やコロナ禍を経て、リモートワークや兼業、副業が普及する中で、必ずしも定住・定職にこだわらない「多住・流動」というライフスタイルも広がりつつあります。
- ・長野県は、自然豊かな田舎暮らしエリア、首都圏とのアクセスが良い利便性の高いエリア、リゾートエリアなど、地域ごとに異なる魅力を持っています。これらの強みを戦略的に発信し、特に「風の人」⁹を新たなターゲットに加え、県内への人の流れを促していきましょう。
- ・このためにも、まち・むらづくりを考慮した「移住促進地域制度（仮称）」の創設、地域の魅力や自治会のルールなどをまとめた「地域の教科書」の作成、空き家の徹底活用などにより、相互理解と交流が生まれる地域づくりに一丸となって取り組んでいきましょう。
- ・信州やまほいくの普及や、特色ある教育を行う私立学校の開校、信州自然留学（山村留学）の振興などを背景に、長野県の豊かな自然環境の中でより良い学びを求めて移り住む「教育移住」が増えており、子どもたちの学びのためにも、この動きを一層促進することも必要です。
- ・また、若い世代が県外に出て行く要因の一つには地域の文化や企業を知る機会が少ないことがあり、若者の地域への愛着が薄れているという声も一部であるところです。そのため若い頃から地域や企業を知る機会を増やし、地域への理解を深めるとともに、将来的に地域で活躍する人材を育てることも必要です。
- ・信州の強みを最大限発揮し、移住・関係人口のさらなる増加に取り組んでいきましょう。また、東京一極集中を是正するため、企業や大学等が日本の各地域に分散立地するための国土政策や誘導策を政府や関係機関に求めていきましょう。

【2050年にありたい姿】

- 東京一極集中の是正等により、進学・就職の際にやむを得ず長野県を離れる若者が著しく減少している。
- 長野県が暮らしやすい地域としてさらに魅力ある存在となり、Uターン者も含めて移住する人数が増え、人口の社会増が継続している。
- 全国トップクラスの二地域居住等の関係人口数を誇り、そうした方々の知見やネットワークにより、長野県の魅力が一層高まるような正のスパイラルが生み出されている。
- 魅力あふれる信州教育が、子どもたちや保護者、教員志望者をひきつけている。

⁹ 関係人口のうち居住地と地域を行き来する人

【2030年に目指す旗】

- ・「移住促進地域制度（仮称）」などにより、県内への移住者数が年間10,000人以上となっている。※3,363人（2023年度）
- ・ふるさと回帰支援センターの移住希望地ランキングで1位を獲得している。※4位（2023年）
- ・二地域居住者等にメリットがある「二地域居住等メンバーシップ制度（仮称）」が創設され、登録者数が20,000人以上となっている。
- ・企業や大学等が人材とともに長野県に移転する動きが活発になっている。
- ・全国募集を実施する県立高校を4校以上に増やし、多くの入学志願者を集めている。※2校（2024年）
- ・教員の処遇改善が進み、教員を志望する人数が増加している。

3 安心・便利で持続可能な生活圏の整備促進 ～県土のグランドデザインを策定・実現しよう～

- ・長野県は南北に長く、広大な県土を擁し、地域ごとに特色ある文化を築きあげています。都市部、農村部、中山間地域と、ひとくくりにできない多様性が、長野県の魅力の一つでしょう。人口減少は、これらの県土の維持・発展にも影響を与えます。
- ・人口が増えていた時期には、郊外に住宅地や商業施設がどんどん拡大し、それに伴って上下水道や道路などのインフラ整備が進みました。しかし、インフラの老朽化に伴い修繕や改築に多大な費用が必要となる一方、人口減少により税収や料金収入が一層減少することとなれば、専門人材の不足も重なり、これらの維持・更新は極めて難しくなってきました。
- ・今後さらに人口減少が進めば、中山間地域はもとより都市部においても人口密度が低下し、医療や福祉、子育て支援、商業などの生活に必要なサービスのすべてを維持することは難しくなるおそれがあります。
- ・また、都市に負けない遊びの場所や公共交通の充実を望む多くの若者の声があります。若者にも選ばれる地域を目指すためには、やはり、楽しいまち・むらをつくることが重要です。
- ・まち・むらづくりを進めるときに忘れてはならないのは、まちとまち、まちと集落、集落内部をどのように結ぶかという、交通ネットワークの問題です。未来志向で交通ネットワークを考えるには、路線そのものに注目するだけでなく、利用者の住むところや商業施設などの配置も含めたまち・むらづくりとセットで検討を進める必要があります。
- ・さらに、気候変動による災害の激甚化・多発化で、傾斜地や山間部、川沿いや低地での災害リスクも増えています。こうした地域では特に、災害リスクを回避するまち・むらづくりの視点も必要となってきます。
- ・一方、リニア中央新幹線の開通や、中部横断自動車道・中部縦貫自動車道・三遠南信自動車道・松本糸魚川連絡道路等の高規格道路の整備が進めば、地域のあり方を大きく変えるチャンスとなります。
- ・こうした状況に対応するため、分散から集住への転換や社会インフラの最適化について幅広い議論を行った上で、安心・便利で持続可能な生活圏の形成に向けた県土のグランドデザインを策定し、その実現に向けた取組を進めていきましょう。

【2050年にありたい姿】

○県土のグランドデザインに基づき、次のような県土が形成されている。

- ・居住の誘導（適正配置）やインフラの最適化が進み、デジタル技術も活用することにより「都市の利便性」と「地方の豊かさ」の両者を合わせ持つ広域的な生活圏とその中心地が形成されている。
- ・農山村地域では、身近な生活サービスの場などを集約した小さな拠点と周辺集落とが一体となった持続可能な小規模な生活圏が形成されている。
- ・広域的な生活圏内等での移動を円滑に行うことができるよう、地域公共交通ネットワークが構築されている。

- ・ 浸水想定区域や土砂災害特別警戒区域など災害リスクの高い区域からの移転が進むなど、安全・安心な居住形態となっている。

【2030年に目指す旗】

- ・ 安心・便利で持続可能な生活圏の形成を主目的とする県土のグランドデザインが策定されている。
- ・ 県土のグランドデザインの策定に合わせて、コンパクト・プラス・ネットワーク & レジリエンス（防災）¹⁰の考え方による新たなまち・むらづくりや、それらを結ぶ交通ネットワークの構築、上下水道等のインフラの最適化などについての県民的議論が行われ、具体的な事業にも着手している。
- ・ 若者にとって魅力あるまちとなることを意識して、リニア中央新幹線の長野県駅周辺や、長野市・松本市などの中心市街地の整備が進められている。

¹⁰ 住居や商業施設、公共施設等が適切に配置され、そこに交通ネットワークならびに情報ネットワークで利便性高くアクセスでき、防災力にも優れた圏域を形成すること

4 変革期を乗り越える経営等の革新

- ・長野県には、精密機械等の高い技術力を誇る製造業、豊かな自然環境や個性ある歴史・伝統文化などの地域資源を活かした観光業、標高差や寒暖差など変化に富んだ気候を活かした農業など、個性豊かな産業が存在しています。これらの産業にも、人口減少は影響してきます。
- ・まず、働き手です。人口減少のなか、これまでの労働集約型のビジネスモデルは維持できません。一人当たりの付加価値労働生産性¹¹を高めることが重要で、AIやロボットの積極的な導入に取り組む必要があります。一方、AI等ですべての仕事が代替できるわけではなく、人口減少下においては、多様な人材の確保がこれまで以上に重要になります。
- ・また、日本全体でも人口が減少するので、これまでと同じ顧客だけでは、売上げも減少してしまいます。今後成長が見込まれる海外の顧客を獲得する必要もあるでしょう。
- ・こうした取組を進めるためには、企業等に体力が必要であり、ある程度の経営規模も必要になってきます。個々の企業等が経営を積極的に変革するとともに、業務の共同化や企業規模の拡大に取り組むことも重要です。
- ・企業だけの問題ではありません。人口減少に伴い、県や市町村では職員や財源の確保が難しくなることが予想されます。
- ・長野県は小規模な自治体が極めて多いですが、法令に基づく市町村の事務は、平成の大合併後の市町村を想定して考えられていますから、小規模な自治体では今後さらに事務の執行が難しくなることが予想されます。
- ・長野県は、県内全域に広域連合があるなど、市町村の連携基盤が一定程度整っています。この特長を生かし、広域連携の一層の推進や、業務の共同化などにより、県と市町村が協力していくことが重要です。
- ・企業、行政と述べてきましたが、社会の複雑化等に伴い、企業と行政だけでは対処できない課題が増え、ソーシャルセクター¹²の活躍が益々重要となっています。
- ・企業や行政、ソーシャルセクターの共創を推進することにより、社会的共通資本¹³（公共交通、医療等）を維持・発展させるとともに、社会課題の解決に協力して取り組んでいく必要があります。
- ・養蚕、製糸業で始まった長野県の産業ですが、時代の変化に合わせてしなやかに、さながら蚕のようにその姿を変えてきました。時代の転換点である今こそ、企業も行政も経営を革新するチャンスです。皆で共創して、新時代にふさわしい社会への飛躍を目指していきましょう。

¹¹ 付加価値額（実質県内総生産）を県内就業者数で除したもの。就業者一人あたりが生み出した付加価値額を示す指標

¹² 社会的課題の解決を目的とする組織・団体の総称。非営利だけでなく営利も含まれる。（NPO、公益法人、自治会、社会的課題の解決を目的とする企業・団体等）

¹³ 経済学者・故 宇沢弘文氏が提唱した概念で「一つの国ないしは特定の地域に住むすべての人々がゆたかな経済生活を営み、すぐれた文化を展開し、魅力ある社会を持続的、安定的に維持することを可能にするような社会的装置」のこと。自然資本（森林、水大気、土壌等）、社会的インフラストラクチャー（道路、上下水道、公共交通等）、制度資本（教育、医療等）から成る

4-1 世界を視野に付加価値労働生産性を高めよう

- ・人口が減ると消費者も減り、市場が縮小することで企業の収益が下がるだけでなく、設備投資の意欲が低下し、生産性の向上も難しくなります。これにより、国全体の競争力が低下し、賃金も下がる「縮小スパイラル」に陥るおそれがあります。
- ・そうした中、世界経済は今後も拡大し続けると予想され、市場が縮小する我が国にはない様々な経済的なチャンスがあります。また、各国で高齢化の進展、気候変動とそれに伴う災害の頻発化など世界共通の課題が深刻化することも予測され、こうした課題に世界の国や地域と協力して取り組むことも重要です。高い技術力や経験を持つ我が国、そして本県は、これらの世界的な課題解決に貢献できる可能性も持っています。
- ・そのため、海外との交流を通じて最新の知見を積極的に取り入れるとともに、経済面では戦略的に海外展開を進めていきましょう。また、行政、企業、学校など多様な分野での人的交流も含め、世界の国や地域との協力関係を積極的に構築しましょう。
- ・一方、我が国の付加価値労働生産性は、38のOECD加盟国中31位（2022年）と低迷しています。その要因はデジタル化が進まなかったことに加え、賃金上昇を抑えて雇用を守り、モノやサービスの価格を抑えて仕事を確保してきたことにあると言われています。
- ・今後、こうしたデフレ的安定から脱していくためには、各企業、各産業、特に地域に根ざした産業の付加価値労働生産性を徹底的に高めていくことが大切です。私たちの価値観の転換に加え、リスクリングやデジタル化の推進やビジネスモデルのイノベーション、優れた経営者や経営体への事業や労働者の集約などが重要です。こうした取組により、製造業や観光業、農林業、医療や福祉などの各分野で、人口が減少しても持続的に賃上げや設備投資を実現していく「正のスパイラル」を生み出していきます。
- ・付加価値労働生産性を高めるためには、企業や経営体の経営基盤を強化することも重要です。こうした観点からは、経営の規模拡大や業務の共同化、事業承継・M&Aを積極的に検討していくことも必要です。
- ・国に対しては、様々な分野での規制改革や、労働市場の整備、公定価格の制約の中で賃金水準が決められている福祉従事者などの賃金水準の大幅な引き上げなどを、協力して働きかけていきましょう。

【2050年にありたい姿】

- 県内の企業・事業者のグローバル化（輸出や海外への投資の拡大など）が進み、世界市場で大きな売上げを獲得している。
- 海外からの投資やインバウンド旅行者による観光消費が盛んで、県内経済の発展に大きく貢献している。
- 世界水準から見ても各企業、各分野の付加価値労働生産性が極めて高く、企業や経営体の利益も賃金も大きく増加している。
- 県内で生み出された農畜産物や工業製品、発酵食品を中心とする加工食品、伝統的工芸品などのブランドや品質が国際的に広く認められ、その価値やブランドにふさわしい価格で取引されている。

- 高齢化の進展、気候変動、災害の激甚化・頻発化等の世界共通の課題に、行政、県内の企業、研究機関等が世界の国や地域、企業等と協力して取り組んでいる。
- 県・市町村と海外の国や自治体等との連携が拡大・強化され、県内産業の発展や社会的課題の解決に大きく寄与している。

【2030年に目指す旗】

- ・事業所に対する支援体制が整備され、事業承継・M&Aが進むとともに、総務事務等業務の共同化をする企業が増加している。
- ・民間・自治体など様々な分野のDXやリスクリングを支援する体制が充実しており、多くの事業所が積極的に取組を進めている。(2027年DXに取り組む事業所70%) ※39% (2023年)
- ・付加価値労働生産性(就業者一人当たり)を15%以上向上させる。 ※8,426千円/人 (2023年度推計)
- ・中核的経営体への農地の集積率を55%に向上させる。 ※43% (2022年)
- ・訪日外国人旅行者の観光消費額を1,000億円以上とする。 ※541億円 (2023年)
- ・農畜産物の輸出額を30億円以上とする。 ※20.1億円 (2022年)
- ・2027年に加工食品の輸出額を124億円以上とする。 ※78.9億円 (2022年)
- ・パートナーシップ構築宣言¹⁴の登録企業数が2027年に2,500社以上となっている。 ※登録企業数833社 (2024年4月)

¹⁴ 企業規模の大小にかかわらず「発注者」の立場で親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行の遵守などの取組方針を宣言するものとして国が主体となって実施しているもの

4-2 多様な人材の労働参加と省力化投資を進めよう

- ・生産年齢人口の減少と高齢化に伴う労働需要の増加により、様々な分野の働き手が不足し、企業活動はもとより医療・福祉、交通・物流など私たちの生活に欠かせないサービスの維持も難しくなりつつあります。
- ・こうした「労働供給制約社会」を乗り越えるためには、多様な人材の確保と徹底した省力化を進める必要があります。
- ・柔軟な働き方の実現やリスクリングの推進等により、外国人材も含めた多様な人材の活躍を進めましょう。若者の県内就職・県内定着を促すため、魅力ある職場づくりに取り組むとともに、地域や企業を早くから知る機会をつくりましょう。そして、AIやロボットの導入による省力化と業務効率化を徹底的に進めましょう。
- ・長野県には小規模事業者が多く、賃上げや省力化投資を進める余力が少ない場合があります。そのため、地域や業種ごとに業務を共同化・外部化したり、事業承継やM&Aを活用して事業規模の拡大を図ることを検討することも重要です。

【2050年にありたい姿】

- 多様で柔軟な働き方の実現やリスクリングの充実等により、女性、高齢者、障がい者、外国人など幅広い人々の労働・社会参加が進んでいる。
- 若者・女性にとって魅力ある企業が増加し、UIターンを含めて多くの方が県内の就労を希望している。
- AIやロボットの導入等が進み、人間が行う仕事が最大限省力化されており、業務の共同化や事業承継・M&Aも進んでいる。
- エッセンシャルワークをはじめとする生活に欠かせないサービスに従事する方々の賃金水準が向上し、必要な人員が確保されている。

【2030年に目指す旗】

- ・くるみん（子育て応援）・えるぼし（女性活躍）、職場いきいきアドバンスカンパニーのいずれかの認証を取得している企業数を2,000以上とする。※533企業（2024年）（再掲）
- ・学校教育を含む技能教育が充実し、企業におけるリスクリングの取組がしっかりと行われている。
- ・小中高校生が地元の産業・事業所を知るための取組（就業体験、インターンシップなどを含む。）がすべての地域で実施され、参加事業所数を1,000以上とする。
- ・女性の就業率を70%以上とし、高齢者の就業率全国1位を維持する。※女性：67.5%（2020年）、高齢者：1位（30.6%（2020年））
- ・法定雇用率適用企業で雇用される障がい者数を9,000人以上とする。※7,662人（2023年）
- ・高度外国人材（専門的・技術的分野）を10,000人以上とする。※5,786人（2023年）
- ・多くの事業所がデジタル、ロボットを最大限活用して省力化を進めている。（2027年DXに取り組む事業所70%）※39%（2023年）

- ・事業所に対する支援体制が整備され、事業承継・M&Aが進むとともに総務事務等業務の共同化をする企業が増加している。(再掲)
- ・産業分野を以下のとおり整理し、その特性に応じた人材確保・省力化の具体的な取組を県・関係団体・企業等が連携して行っている。
 - ※エッセンシャル分野（医療・介護・保育など）
DXや働き方改革による生産性向上と職の魅力発信により在職者からも“選ばれる職場づくり”を重点的に推進
 - ※まち・むらづくり分野：（建設業・交通など）
コンパクト・プラス・ネットワーク&レジリエンスを進めつつ、県民・県土の安全・安心を守る人材や公共交通の維持・確保に必要な人材を重点的に確保
 - ※稼ぐ分野：（製造業・観光業・農業・林業など）
DXや規模拡大・法人化により労働需要を減らしつつ、さらなる成長に向けて高付加価値化を実現する人材を確保・育成

4-3 社会課題の解決のために様々な主体で共創しよう

- ・人口減少に伴い、県や市町村では職員や財源の確保が難しくなることが予想されますが、この傾向は小規模な自治体ほど顕著です。また、行政サービスや地域コミュニティの機能の維持が一層深刻な問題となるおそれがあります。
- ・そもそも、77の市町村がある長野県は、全国的に見れば小規模な自治体が極めて多い県です。法令に基づく市町村の事務は、平成の大合併後のある程度の規模感のある市町村を想定して考えられていますから、小規模な自治体では今後さらに事務の執行が難しくなることが予想されます。
- ・長野県には県内全域に広域連合があるなど、市町村の連携基盤が一定程度整っています。この特長を生かし、市町村同士、あるいは県と市町村との業務の共同化や、県が広域連合に参加することも含めた広域連携の強化などにより、協力してこの難局に対処していくことが重要です。
- ・一方、社会の複雑化等に伴い、企業と行政だけでは対処できない課題が増え、ソーシャルセクターの活躍、あるいはセクター間の協力が益々重要となっています。また、ソーシャルセクターの活動は、個人にとっては仕事や家庭以外の「居場所」や「生きがい」にもなりうるものです。
- ・そのため、ソーシャルビジネスやコミュニティビジネスの推進、NPOに対する支援の充実、住民同士の助け合いを促すデジタル地域通貨の普及、一人多役を促進する特定地域づくり事業協同組合や、話し合いを重視した運営で地域の必要に応える労働者協同組合の活用・普及などを進めることが重要です。
- ・企業や行政、ソーシャルセクターの共創を推進することにより、社会的共通資本（公共交通・医療等）を維持・発展させるとともに、社会課題の解決に協力して取り組んでいきましょう。

【2050年にありたい姿】

- 広域連合や機関の共同設置などの仕組みを活かして、県・市町村及び市町村同士が協力して必要な住民サービスを提供している。
- 実情に応じて住民の意思による市町村合併が行われている。
- 企業、行政、ソーシャルセクターの適切な役割分担と協力関係により、社会課題の解決が図られるとともに、必要な社会的共通資本（公共交通、医療等）が維持されている。

【2030年に目指す旗】

- ・圏域ごとに行政体制のあり方についての議論が実施済みであり、それを踏まえた取組が行われている。
- ・県と中間支援組織の協力により、NPOなどソーシャルセクターや社会起業家への支援や誘致活動が活発に行われている。
- ・県内の特定地域づくり事業協同組合（2024年度：2団体）、労働者協同組合（2024年度：4団体）が増加している。
- ・自家用有償旅客運送などの活用も含めて、交通空白を解消されるための取組が県内各地で行われている。



令和6年7月11日に開催された会議において寄せられた、少子化および人口減少対策に関する御意見を取りまとめ、それらの内容がどのように戦略に反映されたかについて記載しました。

意見・提言内容	戦略における対応箇所	今年度における長野県的主要アクション内容
<p>① 子供たちに担い手としてやらせようとしても採算が取れないことがあり、子供たちに農業を進められない状況にある。</p> <p>② 作る人がいなくなる、また、消費する人が減ってくるということで市場は果たして必要なのか、危機感を感じる。</p> <p>③ 定年退職して農業に従事する人もいるが、今の企業は人が足りず定年延長をしてもらいながらまだ働いてほしいということがある。そのため人の確保は非常に難しくなってくる。将来的なところを考えると非常に危機感を覚える。</p>	<p>→P20 V-4-1 世界を視野に付加価値労働生産性を高めよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口が減ると消費者も減り、市場が縮小することで企業の収益が下がるだけでなく、設備投資の意欲が低下し、生産性の向上も難しくなります。これにより、国全体の競争力が低下し、賃金も下がる「縮小スパイラル」に陥るおそれがあります。 （中段省略） ・今後、こうしたデフレ的安定から脱していくためには、各企業、各産業、特に地域に根ざした産業の付加価値労働生産性を徹底的に高めていくことが大切です。私たちの価値観の転換に加え、リスクリングやデジタル化の推進やビジネスモデルのイノベーション、優れた経営者や経営体への事業や労働者の集約などが重要です。こうした取組により、製造業や観光業、農林業、医療や福祉などの各分野で、人口が減少しても持続的に賃上げや設備投資を実現していく「正のスパイラル」を生み出していきましょう。 <p>→P22 V-4-2 多様な人材の労働参加と省力化投資を進めよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野県には小規模事業者が多く、賃上げや省力化投資を進める余力が少ない場合があります。そのため、地域や業種ごとに業務を共同化・外部化したり、事業承継やM&Aを活用して事業規模の拡大を図ることを検討することも重要です。 	<p>【付加価値労働生産性の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎競争力の高い「ぶどう」「コメ」「花き」を重点品目として、県産農畜産物の輸出拡大を戦略的に推進 ◎海外トップセールスや見本市への出展、バイヤー招へい商談会の開催等により、事業者の海外販路拡大を支援 <p>【多様な人材の労働参加と省力化投資の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎農業人材をひきつける農業経営体づくりを支援し、農業法人の雇用就農者拡大を推進 ◎生産性向上を促進するため、リスクリングの取組推奨や実践例の展開、専門家派遣による伴走支援の実施等、企業による主体的な取組を支援
<p>④ 空き家バンクを活用して外から人を呼んだり、住宅を建てて帰省してもらったりしているが、高校生ぐらいになると、出て行く方も多い。直接的な人口増加は村も苦労している。</p>	<p>→P8 V-1 若者・女性から選ばれる寛容な社会づくり</p> <p>（上段省略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、若者や女性にとっては、従来取り組んできた結婚・出産・子育てといった支援以前の問題として、特定の価値観を押し付けるような同調圧力や不寛容な空気が生きづらさや息苦しさを感ぜさせる要因となっています。こうした不寛容さは、生まれ育った地域で暮らすことを諦めさせる原因にもなっています。 ・一方で、寛容な社会をつくることは、地元を離れたという気持ちを和らげ、若者が地元に戻りたいと思う気持ちを高める効果をもつとともに、一人ひとりの幸福感や自己肯定感を高め、結果的に人口減少の緩和にもつながると考えています。 <p>→P15 2 信州の強みを活かした移住・関係人口の増加</p> <p>（上段省略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、若い世代が県外に出て行く要因の一つには地域の文化や企業を知る機会が少ないことがあり、若者の地域への愛着が薄れているという声も一部であるところ です。そのため若い頃から地域や企業を知る機会を増やし、地域への理解を深めるとともに、将来的に地域で活躍する人材を育てることも必要です。 	<p>【寛容な社会づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎大学生等、社会人向けのライフデザインセミナーの開催回数を増やすとともに、プレコンセプションケア等の視点を含む内容に拡充 ◎信州みらいフェス・信州若者みらい会議の開催、沖縄県の若者との交流の機会を設けることなどにより、若者の社会参画や交流を促進 <p>【移住・関係人口の増加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎信州ならではの魅力にふれながら、移住・二地域居住を体験する信州ワーキングホリデーを実施 ◎民間の知見やデータを活かし、より一層ターゲットに“響く”移住等プロモーションを展開 ◎移住者等の住まい確保に向け、地域の空き家等の市場流通を進めるための調査を実施、仕組みづくりを検討 ◎大都市企業に対し、信州リゾートテレワークの利用を働き掛け